

## 津市が発注した工事等の東北地方太平洋沖地震に伴う当面の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う被災地における当面の災害復旧対策のためには、建設機械、資機材の調達や技術者の確保など、建設関連企業の協力が不可欠であり、優先度の高い緊急復旧等の調査、計画、検討、工事等への対応が必要とされることから、本市が発注する工事において、当該工事が被災していない場合においても、当面の間、発注者が必要と認めるときは津市工事請負契約約款第20条第2項の規定に基づき、工事を一時中止することができるものとします。

また、本市が発注する業務委託（測量・コンサルタント業務等）の一時中止についても、津市設計業務等委託契約約款第20条第2項の規定に基づき、建設工事と同様に取り扱うこととします。